

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
戸田市早瀬一丁目三六二六番 一地先から同市笹目南町六五 四二地先まで		区 間
一五・八〇 一四・六〇	一九・一〇 一四・六〇	敷地の幅員 (メートル)
八七・五〇		延 長 (メートル)
		備 考